

平成29年6月15日

株 主 各 位

名古屋市緑区鳴海町字上汐田68番地

中央発條株式会社

代表取締役社長 高 江 暁

第94回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第94回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第94期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

本件は、上記2件の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合することについて承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおりいわゆる单元未満株式の買増制度に関する規定を設けることについて承認可決されました。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に高江 暁、濱口宏之、梶原勇介、柴 晴彦、三浦俊宏および小出健太の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、三浦俊宏氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり監査役に山本秀樹、岩瀬隆広および近藤禎人の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、山本秀樹、岩瀬隆広および近藤禎人の3氏は社外監査役であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に山田敏治氏が選任されました。

第6号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり当期末時点の取締役6名（うち社外取締役1名）および監査役5名に対し、当期の業績等を勘案し、役員賞与として総額48,869,000円（取締役分37,821,000円（うち社外取締役分375,000円）、監査役分11,048,000円）を支給することについて承認可決されました。

以 上

本株主総会終了後開催の取締役会におきまして、代表取締役、役付取締役および執行役員が選定または選任され、それぞれ就任いたしました。

また、本株主総会終了後開催の監査役会におきまして、常勤監査役が選定され就任いたしました。

この結果、当社役員の新陣容は、次のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

※ 取締役社長 社長執行役員	高 江 暁	常勤監査役	山 口 孝 之
※ 取締役 副社長執行役員	濱 口 宏 之	監 査 役	岩 瀬 隆 広
※ 取締役 専務執行役員	梶 原 勇 介	監 査 役	近 藤 禎 人
取締役 常務執行役員	柴 晴 彦	監 査 役	山 本 秀 樹
取締役 常務執行役員	小 出 健 太		
取 締 役	三 浦 俊 宏		

※は代表取締役であります。

[執行役員]

常務執行役員	松 本 健 志	執 行 役 員	三 浦 紀 文
常務執行役員	土 生 武 文	執 行 役 員	平 田 雄 一
常務執行役員	鈴 木 聡	執 行 役 員	稲 垣 昭 弘

以 上

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本定時株主総会において、平成29年10月1日をもって当社普通株式10株を1株に併合することをご承認いただきました。

また、平成29年5月17日開催の取締役会の決議により、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議しております。

つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主の皆様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式

株主の皆様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の当社株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ていたします。）となります。

株主の皆様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

また、併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主の皆様がご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主の皆様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、本定時株主総会において定款変更議案をご承認いただいたことにより開始する、単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合により1株に満たない端数株式が生じた場合、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主の皆様の有する端数の割合に応じて金銭にてお支払いいたします。

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先：〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話：0120-232-711（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

以上